

風しんの抗体検査及び第5期定期接種 京田辺市実施医療機関一覧

医療機関名	住所	電話番号
松井山手クリニック	山手東	63-1115
新田クリニック	山手東	62-1120
ちゅうしょクリニック	山手西	68-1002
伊原内科医院	松井ヶ丘	62-6448
浜口キッズクリニック	松井ヶ丘	68-1581
さわい内科医院	花住坂	63-7025
西村外科医院	大住ヶ丘	62-3633
八木医院	大住ヶ丘	62-6792
村上クリニック	大住ヶ丘	27-6935
おかもと医院	大住大欠	64-7380
川東整形外科	薪茶屋前	64-7211
京都田辺中央病院 健康管理センター	田辺中央	63-1116
たけむらクリニック	田辺中央	64-7870
あめの医院	河原神谷	68-5050
寺島クリニック	河原御影	63-2334
三村小児科医院	河原食田	62-0735
井出産婦人科	東西神屋	65-4433
石丸医院	興戸南落延	62-2255
うえむら内科医院	興戸東垣内	79-0114
岡本医院	草内穴口	63-5775
まつまえ循環器内科クリニック	三山木中央	66-7971
高橋医院	三山木中央	62-1216
同志社山手病院	同志社山手	63-1113
えくにレディスクリニック	同志社山手	66-4549

○抗体検査・予防接種は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けることができます。医療機関等のリストは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

※電話等で予約の上受診してください。

診療時間等につきましては、各医療機関にお問い合わせください。

○抗体検査は、職場健診や特定健診の機会に受けることができます。

勤務先や加入されている保険者にお問い合わせください。

○本制度によるクーポン券をすでに利用された方（京田辺市外のクーポン券を利用された方を含む）は、再度クーポン券をご利用して抗体検査・予防接種を受けることはできません。



MR（麻しん風しん混合ワクチン）の予防接種について

この予防接種は、予防接種法に基づき、麻しん・風しんの免疫を得るために実施するものです。必ず、本紙をよく読んでから、医療機関で接種を受けてください。

○予防接種に必要な持ち物

□風しん予防接種のクーポン券 □風しんの抗体検査結果票 □住所地のわかる本人確認書類

（１）病気の説明

風しんは、感染者の飛沫（唾液のしぶき）などによって周囲の人にうつる感染力の強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、生まれた子どもが先天性風しん症候群（目や耳、心臓に障害が起きること）になる可能性があります。大人になって、風しんに感染すると、無症状・軽症のことが多いですが、まれに重い合併症を引き起こすことがあります。一方、自分は無症状でも他人にうつすことがありますので、感染を拡大しないためには、できるだけ多くの人が予防接種を受けて免疫を持つことが重要です。

（２）麻しん風しん混合（MR）ワクチンについて

風しんの第5期の予防接種で使用する麻しん風しん混合（MR）ワクチンは、麻しんウイルス及び風しんウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。接種するとウイルスが体内で増えますが周囲の人に感染することはありません。麻しん風しん混合（MR）ワクチンを接種することによって、95%の人が風しんウイルスに対する免疫を獲得することができると言われています。

（３）予防接種の副反応について

麻しん風しん混合（MR）ワクチンの主な副反応は、発熱と発疹です。他の副反応として、注射部位の発赤・はれ、しこりなどの局所反応、じんましん、リンパ節腫脹、関節痛、熱性けいれんなどが見られます。ごくまれに、脳炎・脳症の報告があります。

（４）予防接種を受けることが適当でない人、接種前に医師とよく相談しなければならない人

発熱している人や基礎疾患のある人、過去の予防接種でアレルギー症状を疑う症状のあった人、この予防接種の成分でアレルギー症状を起こす恐れのある人などは事前に医師と相談しましょう。

（５）ワクチン接種後の注意

- ① 接種後30分は医療機関で様子を見るか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後にけいれんなどの異常がでた場合は、速やかに医師の診察を受けて下さい。
- ③ 接種後4週間は体調に注意しましょう。はれが目立つときや、具合が悪くなったときなどは医師にご相談下さい。
- ④ 当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑥ 接種後27日間は、他の生ワクチンは受けられません。

（６）予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が発生した場合には下記までご相談ください。

<問い合わせ先>

京田辺市健康福祉部健康推進課
電話(0774)64-1335